

2026年3月吉日

職親プロジェクト参加企業 様  
職親プロジェクト参加者 様

再犯防止のための教育支援事業 事務局  
一般社団法人ヒューマンハーバー へんとく塾  
代表理事 副島 勲



職親プロジェクト参加の刑務所出所者・少年院出院者を対象とした  
「再犯防止のための教育支援事業(以下 奨学金)は  
2026年度も継続してご利用いただけます

1. 目的:少年院出院者や刑務所出所者に対し、就労定着及び再犯防止のために必要な資格・免許の取得費用及び各種教育等受講費用を給付型奨学金として支給することで、円滑な社会復帰を支援することを目的とします。

※雇用先企業が、対象者の就労に対し必要と認めた資格取得等のための奨学金であり、対象者の希望に対する奨学金ではありません。

※対象者の方で資格等の取得後すぐに退職されるケースが、多く見られます。職親企業おかれましては、奨学金の目的等について、対象者の方と十分な協議の上ご利用を頂きますようお願い申し上げます。

2. 対象者:以下の条件を満たす職親対象者

①職親プロジェクト約款記載の対象者

※職親対象者であることが証明される書類のいずれかが必要

- ・職親プロジェクト用求人票から応募した際のハローワークからの紹介状
- ・採用を決めた際の内定通知書
- ・就労を始めた際の雇用契約書

②職親対象者で職親企業が奨学金受給対象者としてふさわしいと認めた者

③職親対象者で、2026年4月1日～2027年2月28日に職親企業に雇用されていれば入社日は問わない。

④事務局審査において、支給対象者として承認された者

3. 給付の対象となる期間:2026年4月1日から2027年2月28日までに受講を開始した資格免許取得及びプログラム・セミナー等

4. 刑務所出所者等の能力向上や教育に係る費用対象例

別紙一覧を参照

5. 奨学金の種類と上限:給付型 1人30万円を上限とします

- 同じ人でも年度内30万円まで複数回申請できます
- 30万円以上の費用がかかった場合は30万円の給付となります

## 6, 奨学金申し込み方法 ※

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、受講希望日の2週間前までにいずれかの方法でお申し込みください。職親企業である雇用企業承認の上該当施設へお申し込みください。雇用先企業からの申し込みのみ受けておりますので、対象者個人からの受講申し込みはできません。

※受講申し込み後の事前申請は、受付できないこともありますので、必ず受講前に事前申請を行ってください。

### 【申し込み先】

再犯防止のための教育支援 事務局 一般社団法人ヒューマンハーバー そんたく塾  
担当 原田 吉村

### 【申し込み方法】

- ①メールによる申し込み 事務局長 原田:[a-harada@humanharbor.net](mailto:a-harada@humanharbor.net)  
経理担当 吉村:[k-yoshimura@humanharbor.net](mailto:k-yoshimura@humanharbor.net)
- ②FAXによる申し込み 092-406-2468
- ③郵送による申し込み 下記事務局住所宛

### 【お問合せ先】

- ①電話 :092-406-2446
- ②メール: 事務局長 原田:[a-harada@humanharbor.net](mailto:a-harada@humanharbor.net)  
経理担当 吉村:[k-yoshimura@humanharbor.net](mailto:k-yoshimura@humanharbor.net)

## 7. お申し込みから支給までの流れ

### ①<事前審査申し込み>

#### ○必ず希望講座等の申し込み前にお申し込みください。

事前審査前に受講施設にお申し込みされた場合は、奨学金支給の対象とならない場合があります。

- 所定の用紙にて取得希望免許・資格または受講希望プログラム・セミナー等の名称および必要事項をご記入の上、そんたく塾まで審査申し込みを行ってください。
- 取得希望免許・資格または受講希望プログラム・セミナー等のパンフレット資料(受講科目及び受講料等が明記されているもの)を申し込み用紙に添付してください。

○申請は、郵送またはメールにて行ってください。

○対象者本人からの申し込みはできません。職親企業からの申し込みのみの受付となります。

②<審査結果のお知らせ>

○そんとく塾にて審査を行い、審査結果をおおむね申請書類受理日より五週間以内に企業担当者へご連絡いたします

③<受講の開始>

○奨学金支給承認後、取得希望免許・資格または受講希望プログラム・セミナーに直接お申し込みください。

○奨学金は実費請求となりますので、一旦企業より受講料等を受講施設へお支払いください。受講終了後、給付申請を行って頂き、給付となります。

④<奨学金の給付申請>

○奨学金は資格・免許取得後及びプログラム・セミナー等受講後に給付申請を職親企業より所定の給付申請書にて事務局まで申請してください。

○取得した資格証・免許証の写し及び領収書のコピー、プログラム受講費領収書のコピー等、受講修了がわかる信憑書類を必ず添付してください。

○上限30万円を超えて費用がかかった場合は、30万円以上で信憑書類をご提出ください。

○複数の受講がある場合は、申請書は1枚にまとめられて構いませんが、信憑書類は1枚ずつ作成してください。

○申請は、郵送またはメールにて行ってください。

⑤<資格等の取得ができなかった場合>

○資格取得中に退職された場合は、返還金を差し引いた額を支給対象とします。返還金証明書を添付してください。

○返還金が無い場合は、返還金無しの根拠が分かる書類の提出を求める場合があります。

⑥<申し込み企業の指定口座への振込>

○そんとく塾より申請のあった月の翌月末までに指定口座に振り込まれます。

ご不明な点は、日本財団職親本部事務局(一般社団法人ヒューマンハーバー そんとく塾)までお尋ねください。

【連絡先】

日本財団職親プロジェクト一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾  
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 1-10-1 四十川ビル 201号  
Tel : 092-406-2446 FAX092406--2468

担当:事務局長 原田公裕

経理担当 吉村恵子

以上